

《会計・税務の知識》 民主党政権で税制はこう変わる！

1. はじめに

今週の日曜日（8月30日）はいよいよ衆議院選挙ですね。最近の世論調査でも民主党が圧勝しそうな機運です。今回は民主党政権が実現した場合、税制がどのように変わるのかを確認したいと思います。

2. 概要

民主党は2007年12月に「税制改正大綱」を、2008年12月に「税制抜本改革アクションプログラム」を公表し、税制に対する基本的考え方を示しています。

そこにおける基本的な考え方は、「公平・透明・納得」の原則です。フェア（公平）で、わかり易い（透明な）税制とすることで、納税者が納得して納税できるようにするという考え方のようです。

（1）公平のための徴税機能強化策

「クロヨン」という言葉に象徴されるように、従来、所得の捕捉状況について不公平が指摘されてきました。これを解消するべく、①社会保険庁と国税庁を統合した「歳入庁の創設」と、②「納税者番号制度の導入」が掲げられています。

また、毎年1兆円弱の新規滞納、1000億弱の加算税、3兆円超の消費税の還付が生じている現況を踏まえ、③「徴税の適正化」、具体的には、罰則の強化・重加算税割合の引き上げ・還付に関わる調査機能の強化もうたわれています。

（2）透明性を高めるための租特法の見直し

租特法（租税特別措置法）は、税法の例外規定として有効期限付きで定められる税法の特別ルールです。現在、国税だけで300件近くあり、2008年度では、7.5兆円の減税、2.3兆円の増税、差し引き5.2兆円の減税という規模とのことです。

その中には、ガソリン税の暫定税率のようにオイルショック時以来35年も継続されている「暫定」措置もあり、民主党はこれの廃止を含め、効果の不明なもの、役割を終えたものを廃止し、真に必要なものは「恒久措置」へ切り替えるべきとしています。

3. 税目ごとの具体策

より具体的な内容を、税目ごとに見てみましょう。

（1）法人税

①中小企業の法人税率を18%から11%に下げるとされています。税率が7%も下がるとかなりの減税効果になるような感じがしますが、これは、現行資本金1億円以下の中小法人について、所得800万円以下の部分につき適用される税率の話です。住民税

と合計しても、減税額は70万円弱となる見込みです。

②1人オーナー会社の役員給与に対する損金不算入措置は廃止とされています。これは3年前の会社法施行により会社を作るのが容易になり、給与所得控除制度を利用した過度の節税が懸念されたため導入されました。民主党が廃止とする理由は、次に述べる所得税の改革案とも関係しているようです。

（2）所得税・相続税

①所得控除の縮小と給付付き税額控除の導入が提唱されています。現行の所得控除制度は、累進税率を採用しているため、高所得者ほど減税額が多くなり不公平な面がありました。民主党案では、給与所得控除に所得の適用上限を設け、所得の高低にかかわらず一定額を所得税から控除することと、控除額が税額より多い場合は差額を現金で給付すること等を提案しています。また、マニフェストでは、「子ども手当」を導入する代わりに扶養控除、配偶者控除の廃止についても言及されています。

②「市民が公益を担う社会の実現」という理念のもと、所得税や相続税における寄付税制の拡充を行うとされています。特にNPO法人の認定要件の緩和や事務手続きの簡素化、優遇措置の拡充をされるとされています。

③親の資産格差が子に引き継がれる格差の固定化を解消するため、「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換を検討すべきとされています。

（3）消費税

今や歳入の2割以上を担う基幹税でありながら、国民には不人気なのが消費税です。民主党案では①税率は当面据え置き、②使途は財政赤字の穴埋めには使わず社会保障に限定する、としています。また③生活必需品などにかかるものは還付する制度も検討されています。

4. まとめ

財務省の資料では、日本の財政を家計に例えると、月収40万円に対して、出費は58万円で、毎月18万円の借金が増え続け、ローン残高は4600万円だそうです。このままでは、子供たちの将来が心配ですね。どの党が政権を担うにせよ、未来のために確実に改革を進めてもらいたいものです。皆さん、投票所に行きましょう！（文責：長谷川）